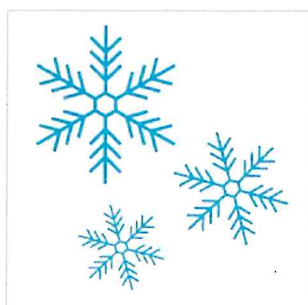


# 組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会 2020年1月 VOL. 42

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

例年に比べて暖冬とはいいますが、寒さが身に染みる今日この頃です。貴社におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

今年はオリンピック、パラリンピックのビッグイベントに期待が膨らむ一方、国外に目を転じると、米中貿易摩擦、イギリスのEU離脱の行方や新型コロナウイルス肺炎の感染拡大など国内景気に対する不安要素も多く、先行き不透明となっています。

組合としましても、皆様の事業推進にお役に立てるよう全力でサポートしてまいりますので、宜しくお願いします。

## 新型コロナウイルス肺炎の予防について

昨年12月以降、中国武漢市を中心として感染が拡大している新型コロナウイルス肺炎ですが、現時点では、国内で人から人への持続的な感染は認められておらず、インフルエンザと同様の感染予防対策が有効であると言われております。日頃、プライベートでも外国人と交流する機会が多い技能実習生についても、十分な予防対策をするよう注意喚起をお願いしますとともに、**具合の悪い時は無理をさせず仕事を休ませ、症状が出た時は速やかに医療機関で受診させるようお願いします。**

【東京都感染症情報センター ホームページより】<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/2019-ncov/>  
予防のポイント

- ・流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目などに触る前には手洗いを徹底しましょう。
- ・咳やくしゃみをする場合には口と鼻をティッシュや手で覆いましょう。その後、ティッシュは捨て、流水と石鹸で手を洗いましょう。

症状が出たときは

武漢市に滞在歴がある方や新型コロナウイルス関連の肺炎と接触し、咳や発熱などの症状が出現した場合には、事前に医療機関へ連絡し武漢市の滞在歴があることを伝えたと上で、マスクを着用し速やかに受診していただきますよう、お願いいたします。

## **【重要】技能実習責任者講習 もう時間がありません！**

**残り2カ月です！ まだ受講されていない場合は、一刻も早く受講予約を取り、受講するようお願いします！**

**養成講習は受講する地域にもよりますが、非常に込み合っており、今申し込んでも受講できるのは**3月後半**になります。今後、来年4月1日が近づくとつれ、更に込み合うことが予想されます！**

下の厚生労働省のHPに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が載っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

## 技能実習制度における失踪問題への対応

技能実習生の失踪者数は、2016年 5,058人、2017年 7,089人、2018年 9,052人もの失踪者が発生し、実習生の総数の増加も相まって右肩上がり増加を続けています。実習生全体に占める割合は2018年で2.1%となり、例年2%前後の失踪者が発生する状況が続いています。

こうした状況は、国会審議などでも厳しく追及されていますが、出入国在留管理庁は昨年12月に実習実施者及び監理団体に対して、以下の対策等、追加的な措置を講ずる旨の通達を出しております。

- 失踪技能実習生を高い割合で発生させている監理団体や実習実施者等について、帰責性を踏まえて技能実習生の受入れを認めない。また特定技能外国人の受入れも認めない。
- 失踪した技能実習生に就労をさせた企業名の公表。

今回の施策は、あくまでも監理団体や実習実施者に責のある場合を前提としたものとはいえ、失踪が発生した場合のリスクは大きいものがあります。失踪の発生防止に向け組合も全力を尽くしてまいりますので、ご協力をお願いします。

また、他社を失踪した技能実習生を雇わないよう、在留カードの確認を徹底するなど、十分注意をお願いします。

不法就労は法律で禁止されていますが、不法就労をした外国人だけでなく、不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。⇒ **3年以下の懲役または300万円以下の罰金**

事業主が、その外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、処罰の対象となります。外国人を雇用する際には、必ず在留カードを確認して下さい。事業主が上記の処罰の対象となった場合、技能実習の認定も取り消され、新たな技能実習は5年間できなくなりますので、万が一にも不法就労者を雇用することのないよう十分に注意をお願いします。

## 技能実習生名簿の作成について

実習実施者は実習生に関する帳簿書類を作成し、事務所に備えておくよう実習法で定められています。その書類の一つに「技能実習生の名簿」がありますが、機構の現地検査の際に不備を指摘される例が散見されます。様式自由となっておりますが、参考までに組合で作成したフォーマットを添付しましたのでご活用ください。

こちらは特に組合にご提出して頂く必要はありません。

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸) 090-1760-1681 (松尾)

070-6520-6943 (チャン) 070-6572-8076 (セツ)



令和元年12月24日

監理団体各位  
団体監理型実習実施者各位

### 技能実習制度における失踪問題への対応について

平素より技能実習制度に対する御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

技能実習制度については、平成29年に施行されたいわゆる「技能実習法」の適正な運用を通じて制度の適正化に努めてきているところです。

しかしながら、来日する技能実習生の増加に伴い、失踪する技能実習生の数も増加しています。

この失踪技能実習生の問題は、昨秋以降の国会審議において頻繁に取り上げられるなど、広く社会の関心事であると認識しており、極めて重く受け止めています。

こうした状況を受け、法務省では「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」を立ち上げて対策を検討し、失踪が発生した場合における国側の初動対応の強化のほか、技能実習生に対する報酬支払いを口座振込み等によることなどの方策をとることとしたところです。

さらに、今般、追加的な対策として、失踪技能実習生を高い割合で発生させている監理団体や実習実施者等について、帰責性等を踏まえて技能実習生の受入れを認めないことや、失踪した技能実習生に就労をさせた企業名の公表など、更なる措置をとることとしました。

これらの措置の内容は、別添の資料のとおりです。

また、本年4月1日からは、在留資格「特定技能」が新設されました。

特定技能制度では、技能実習2号を良好に修了した方は、特定技能1号に無試験で移行可能となっていますが、受入機関側が外国人の失踪を発生させた場合、特定技能外国人の受入れも認められないことがあり得、技能実習生の失踪を発生させた場合のリスクは大きいものとなっています。

出入国在留管理庁としては、失踪技能実習生の発生防止に向け、技能実習生が失踪しないよう、また、技能実習生が失踪せざるを得ないような環境に陥らないよう、そして、失踪した技能実習生が適正な手続を経ずに雇用されることのないよう、今後とも制度の適正化に全力で取り組んでまいります。

各監理団体及び実習実施者の皆様におかれましては、技能実習制度の趣旨を御理解頂いた上で、引き続き、失踪の発生防止に向けた御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、失踪した技能実習生の失踪先等に係る情報（国内ブローカーの情報も含む。）などがあれば、下記の連絡先に情報提供をお願いいたします。

なお、各監理団体におかれましては、以上の点を傘下実習実施者に確実に周知願います。

## 記

### ○情報提供連絡先

出入国在留管理庁ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/zyouhou/>

出入国在留管理庁長官

佐・木・聖・子



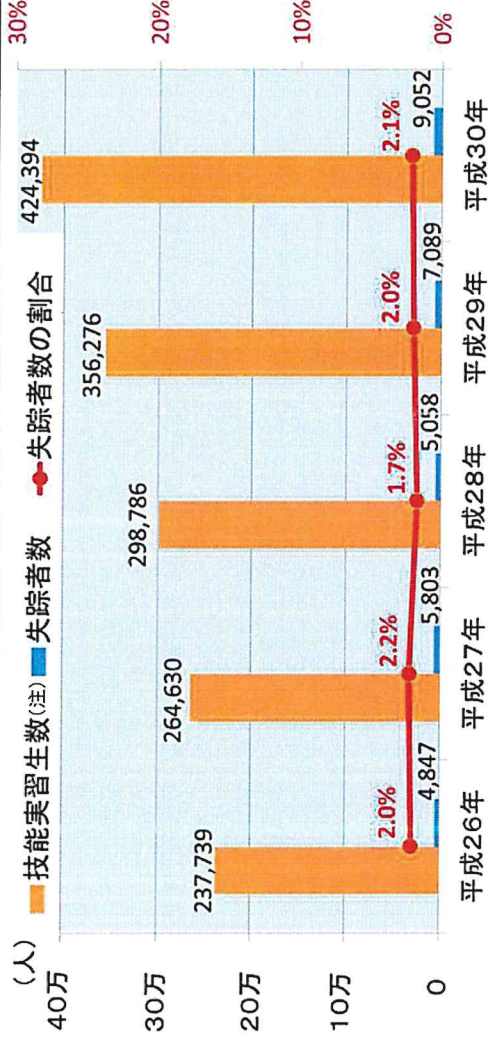
# 失踪技能実習生を減少させるための施策



出入国在留管理庁

## 1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

## 2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
  - ・ 技能実習計画の認定制
  - ・ 定期的な実地検査
  - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
  - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTIによる制度の適正化に向けた検討 (PTIにおける主な指摘事項)
  - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
  - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
  - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

## 3 失踪防止に向けた主な施策

### ① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

### ② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業名の公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

### ③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

### ④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

## 技能実習生名簿

|                   |  |
|-------------------|--|
| 氏名(漢字表記)          |  |
| ローマ字              |  |
| ヨミガナ              |  |
| 国籍                |  |
| 生年月日              |  |
| 性別                |  |
| 入国日               |  |
| 在留期限              |  |
| 在留カード番号           |  |
| 在留資格              |  |
| パスポート番号           |  |
| パスポート有効期限         |  |
| 雇用状況の届出日(雇用保険加入日) |  |

|              | 期間 | 認定計画 認定番号 | 認定年月日 |
|--------------|----|-----------|-------|
| 技能実習1号口      |    |           |       |
| 技能実習2号口(1年目) |    |           |       |
| 技能実習2号口(2年目) |    |           |       |
| 技能実習3号口(1年目) |    |           |       |
| 技能実習3号口(2年目) |    |           |       |

|                   |
|-------------------|
| 備考(認定計画の変更認定/届出等) |
|-------------------|